



留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金交付要綱

(通則)

第1条 留守家庭児童育成会（以下「育成会」という。）に対する勤務環境改善事業助成補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）及び留守家庭児童育成会運営助成要綱（以下「助成要綱」という。）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 この要綱は、各育成会において、放課後児童支援員等が効率的かつ効果的に業務を遂行できる環境の整備の促進を目的として、育成会に対し交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第3条 補助金は、パソコン及びその周辺機器やソフトウェア等で放課後児童支援員等が育成支援等の業務の遂行に資するもの（以下「ICT機器」という。）を導入するための購入費及びその消費税並びに地方消費税の額の合計額（以下「消費税等」という。）を対象経費とし、助成要綱に定める登録を受けている育成会に対し支給する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、ICT機器の購入費及びその消費税等に相当する額（100円未満は切り捨てる。）とする。ただし、1支援の単位あたり、260,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 育成会は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める日までに留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、勤務環境改善事業実施計画書兼申請内容内訳書（第1号様式の2。以下「内訳書」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の内訳書には、購入しようとするICT機器の内容、製品規格その他の仕様及び見積額並びにその消費税等を明記した、購入予定先の事業者の見積書の写しを添付するものとする。

(決定通知)

第6条 市長は、前条に定める申請書の提出があったときは、その内容を調査し、適当であると認めたときは、留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、交付を不適当と決定したときは、留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金交付不承認決定通知書（第2号様式の2）により、それぞれその申請のあった育成会に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第7条 前条の規定により決定通知書を受けた育成会は、申請書に記載した事業計画を変更して事業を行うことはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- (1) 当初計画したICT機器の製品規格その他の仕様のみを変更する場合であつて、前条の決定通知書に記載された額（以下「決定額」という。）以下に該当し、市長がやむを得ない事由に該当すると認めた場合
- (2) 当初計画した事業の一部を中止することにより、事業実施に必要な金額が決定額より低くなる場合
- (3) その他、市長が適当と認めた場合

(実績報告)

第8条 第6条の規定により決定通知書を受け、事業を実施した育成会は、市長が別に定める日までに留守家庭児童育成会勤務環境改善事業実績報告書（第3号様式。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 勤務環境改善事業実施報告書（第3号様式の2）
- (2) 勤務環境改善事業収支報告書（第3号様式の3）
- (3) 対象となる経費の領収書の写し又は事業者に対し対象となる経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「領収書等」という。）
- (4) 納品書の写し
- (5) その他、市長が必要と認める書類

2 前項に定める領収書等については、次の事項が記載されているものとする。

- (1) 育成会の名称
- (2) 購入先事業者の名
- (3) 領収額
- (4) 領収額の内訳
- (5) 領収日
- (6) 領収印

3 第7条の規定により、事業内容を変更した育成会については、その変更の内容及び変更の理由を明記した書類を第1項の実績報告書に添付しなければならない。

(額の確定の通知)

第9条 市長は、実績報告書の提出があつたときは、その内容を調査し、決定通知書に記載された金額の範囲内で適当と認めた額を留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金額確定通知書（第4号様式。以下「確定通知書」という。）により、その実績報告書を提出した育成会に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定により確定通知書を受けた育成会は、市長に請求書（第5号様式）を提出することにより助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、交付すべき内容を調査したうえ、当該申請者に速やかに補助金を交付するものとする。

(申請の取り下げ)

第 11 条 規則第 8 条第 1 項の規定に基づく申請の取下げは、第 6 条の規定による通知を受領した日から 15 日以内に、その理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた後においては、申請の取下げを行うことはできないものとする。

(決定の取消し)

第 12 条 市長は、育成会が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成要綱及びこの要綱に違反したとき。
 - (2) 執行状況が適当でないと認められるとき。
 - (3) 不正の手段をもって補助金の交付を受けたとき。
 - (4) その他市長が補助金の使途が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の取消しがあったときは、留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金（取消し・一部取消し）決定通知書（第 6 号様式）により、当該申請のあった育成会に通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定は、補助金の交付を行った後においても適用があるものとする。

(ICT機器の管理)

第 13 条 補助金の交付を受けて購入した ICT 機器については、補助金の交付を受けた育成会の指導室にて使用しなければならない。

- 2 前項の ICT 機器については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 項の規定により厚生労働大臣が別に定める耐用期間を過ぎるまでは、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 3 育成会は、第 1 項の ICT 機器を善良な管理者の注意義務をもって使用、管理するものとする。
- 4 市長は、育成会が第 2 項の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(助成要綱における報告等の取扱い)

第 14 条 補助金の交付を受けた育成会は、留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金に係る領収書等経理帳簿類を備えなければならない。ただし、助成要綱第 13 第 1 項にあわせて整備することができるものとする。

- 2 補助金の交付を受けた育成会は、この要綱に定める報告のほか、この事業の実施に伴う収支に係る決算を助成要綱第 15 第 1 項第 6 号に規定する決算書に含めて報告することとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、育成会の事業内容を調査し、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 1 月 13 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前にした行為に対する第 10 条及び第 12 条から第 14 条の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 前項に規定するもののほか、この要綱の失効に伴い必要な経過措置は、別に定める。

第1号様式

留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地

育成会名

代表者名

印

電話

留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金交付要綱に基づき、留守家庭児童育成会勤務環境改善事業補助金を受けたいので、下記のとおり申請します。

(支援の単位名: _____)

1 申請額 金 _____ 円

2 事業計画の内容

別添「勤務環境改善事業実施計画書兼申請内容内訳書（第1号様式の2）」
のとおり

3 添付書類

- (1) 購入予定先の事業者からの見積書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

注 購入予定先の事業者の見積書の写しには、購入予定のICT機器の内容、製品規格等、見積額及びその消費税等が記載されていること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

勤務環境改善事業実施計画書兼申請内容内訳書

購入予定備品名称	製品規格等	金額	審査欄	助成額
		円	対象 対象外	円
		円	対象 対象外	円
		円	対象 対象外	円
		円	対象 対象外	円
		円	対象 対象外	円
		円	対象 対象外	円
		円	対象 対象外	円
		円	対象 対象外	円
		円	対象 対象外	円
小計		円		円
消費税等		円		円
合計額 (a)		円		円
要綱第4条の助成基準額 (b)		円		円
(a) と (b) を比較して少ない方の額 (100 円未満切り捨て)		円		円

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金交付決定通知書

年 月 日

様

名古屋市長



年 月 日付で交付申請のありました留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金については、下記のように決定しましたので、通知します。

記

1 支援の単位名

2 決定額 金 _____ 円

3 条 件

- (1) この補助金は名古屋市補助金等交付規則、名古屋市留守家庭児童育成会運営助成要綱及び留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成金交付要綱（以下「規則等」という。）に基づいて交付するものです。
- (2) 事業終了後、市長が別に定める日までに留守家庭児童育成会勤務環境改善事業実績報告書（第3号様式）を提出してください。
- (3) 補助金交付後必要がある場合には、使途について、育成会の事業の内容を調査し、又は資料の提出を求めることがあります。
- (4) 育成会が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付決定した補助金の全部又は一部の決定を取り消し、その返還を命ずることがあります。
 - ア 規則等に違反したとき。
 - イ 執行状況が適当でないと認めるとき。
 - ウ 不正の手段をもって補助金の交付を受けたとき。
 - エ その他市長が補助金の使途が適当でないと認めるとき。

- 備考 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第2号様式の2

留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金交付不承認決定通知書

年 月 日

様

名古屋市長



年 月 日付で申請のあった留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金について、下記の理由により交付を不承認と決定しましたので、通知します。

記

1 支援の単位名

2 不承認の理由等

(教示)

(1) 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

(2) 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第3号様式

留守家庭児童育成会勤務環境改善事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地

育成会名

代表者名

印

電話

留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金について決定通知書に従い、事業を実施したので、下記のとおり報告します。

1 交付決定額 金 _____ 円

2 実績報告の内容

別添「勤務環境改善事業実施報告書（第3号様式の2）」及び
「勤務環境改善事業収支報告書（第3号様式の3）」のとおり

3 実績報告額 金 _____ 円

4 添付書類

- (1) 対象となる経費の領収書の写し又は事業者に対し対象となる経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類
- (2) 納品書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

注 領収書等には、育成会の名称、購入先事業者の名称、領収額、領収額の内訳、領収日及び領収印が記載されていること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

勤務環境改善事業実施報告書

購入備品名称	製品規格等	金額	審査欄	助成額
		円	対象 対象外	円
		円	対象 対象外	円
		円	対象 対象外	円
		円	対象 対象外	円
		円	対象 対象外	円
		円	対象 対象外	円
		円	対象 対象外	円
		円	対象 対象外	円
		円	対象 対象外	円
小計		円		円
消費税等		円		円
合計額 (a)		円		円
交付決定額 (b)		円		円
(a) と (b) を比較して少ない方の額 (100 円未満切り捨て)		円		円

注 購入先の事業者からの領収書等を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

勤務環境改善事業収支報告書

1 收入

(単位：円)

収入項目	金額	摘要
助成金収入		
保護者負担金		
その他		
合計額		

2 支出

(単位：円)

[illegible]

注 勤務環境改善事業実施報告書に記載した購入備品名称及び金額を記載すること。

第4号様式

留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金額確定通知書

年 月 日

様

名古屋市長



年 月 日付で交付決定しました留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金については、実績報告を審査の結果、下記の額を交付することを確定しましたので、通知します。

記

1 支援の単位名

2 交付確定額 金 _____ 円

備考 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第5号様式

請 求 書

名古屋市長 様

下記のとおり請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

受領方法 口座振替

口座振替登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

金 額	
--------	--

(非課税)

ただし、留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金として

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 6 号様式

留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金（取消し・一部取消し）決定通知書

年 月 日

様

名古屋市長



年 月 日付で交付を決定しました留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金については、下記の理由により交付の決定（取消し・一部取消し）をしますので通知します。

記

- | | | | |
|-------------------|---|-------|---|
| 1 既交付決定金額 | 金 | _____ | 円 |
| 2 既交付金額 | 金 | _____ | 円 |
| 3 （取消し・一部取消し）交付金額 | 金 | _____ | 円 |
| 4 返還金額 | 金 | _____ | 円 |
| 5 （取消し・一部取消し）の理由等 | | | |

備考 1 行政不服審査法第 82 条第 1 項及び行政事件訴訟法第 46 条第 1 項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

勤務環境改善事業助成補助金の交付に関する事務取扱

(申請書及び実績報告書の提出)

第1 留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成補助金交付要綱(以下「要綱」という。)

第5条に規定する申請書の提出期限については、平成29年2月7日とする。

2 要綱第8条に規定する実績報告書の提出期限については、平成29年3月15日とする。

3 前2項の申請書及び実績報告書の提出先については、その補助金の交付を受けようとする留守家庭児童育成会(以下「育成会」という。)の所在地を所管区域とする社会福祉事務所の長とする。

(ICT機器の管理及び届出)

第2 育成会がこの補助金の交付を受けて購入した備品及びその関係書類については、この補助金の交付の決定を受けた年度の終了後、5年間保存しなければならない。

2 前項で定める期間内に、この補助金の交付を受けて購入した備品について、災害その他やむを得ない事由により、この事業の用に供することができなくなった場合については、遅滞なくその状況を記載した書面を、事務所長を経由して市長に届出なければならない。

附則

1 この事務取扱は、平成29年1月13日から施行する。

2 この事務取扱は、この要綱の廃止をもってその効力を失う。

参考：要綱本文

第5条 育成会は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める日までに留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、勤務環境改善事業実施計画書兼申請内容内訳書（第1号様式の2。以下「内訳書」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

第8条 第6条の規定により決定通知書を受け、事業を実施した育成会は、市長が別に定める日までに留守家庭児童育成会勤務環境改善事業実績報告書（第3号様式。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。